

## 狛江市と株式会社小田急SCディベロップメントとの包括連携に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と株式会社小田急SCディベロップメント（以下「乙」という。）は、包括連携に関する基本的事項について、次のとおり協定書を締結する。

### （目的）

第1条 本協定書は、甲及び乙が包括的な連携の下、それぞれの有する資源を有効かつ適切に活用し、協力することで、甲の基本構想の理念及び乙のビジョンの実現に向けた取組を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、地域の課題解決や活性化等、多分野にわたる取組について、相互に連携し、協力して実施するものとする。

2 前項の規定により実施する具体的な事項については、両者で協議の上、取組ごとに決定し、具体的な内容、実施方法、役割分担等その他必要となる事項について、必要に応じて、別途書面で定めるものとする。

3 連携事項を推進するにあたっては、甲及び乙は、必要に応じて、事業者その他団体等との連携を図るものとする。

### （協議）

第3条 甲及び乙は、定期的に前条に関する全ての各取組の協議状況を共有する場を設けるものとする。

### （費用負担）

第4条 甲及び乙は、第2条の連携事項を推進するに当たり、必要な費用負担が発生するときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づいて得られる相手方の秘密情報について、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定終了後も存続するものとする。

### （協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4（2022）年3月31日までとする。ただし、期間の満了1箇月前までに、双方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更等)

第7条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙で誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

令和2(2020)年11月17日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市

狛江市長 松原俊雄



東京都新宿区西新宿一丁目8番3号  
株式会社小田急SCディベロップメント

代表取締役 下岡祥彦



## 狛江市における創業支援に関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）と、株式会社小田急ＳＣディベロップメント（以下「乙」という。）とで締結された「狛江市と小田急ＳＣディベロップメントとの包括連携に関する協定書」（令和2（2020）年11月17日締結）に基づき、甲、乙及び株式会社なかむら商会（以下「丙」という。）の3者間において、狛江市内の創業支援に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、甲、乙及び丙が、相互の連携と協力により、狛江市内における創業支援に関する取組を推進することを目的とする。

### （連携・協力分野）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力をする。

- (1) 狛江市内の創業希望者への情報提供に関すること。
- (2) 創業意欲の喚起、発掘に関すること。
- (3) 創業者・創業希望者同士の交流に関すること。
- (4) その他創業支援に関すること。

### （具体的な取組内容）

第3条 前条各号に掲げる分野における具体的な取組内容について、次のとおり定める。

#### (1) 甲

- ① 狛江市創業スクール等創業に関する事業を実施する。
- ② 狛江市創業スクール等の事業を通して、創業希望者に丙の紹介を行う。
- ③ 丙の取組に関して市内機関紙等を用いた情報発信を行う。
- ④ 甲が狛江市内で行事を開催する場合において、丙の出店者をはじめとした創業希望者の活躍が期待できる場の提供を検討する。

#### (2) 乙

- ① 丙の運営する店舗を経て乙が管理運営する物件（小田急マルシェ、小田急アコルデ、駅構内物件）へ新規出店する事業者に対し、初月賃料を無償とする。ただし、共益費・水道光熱費等は初月から発生するものとする。
- ② 狛江市内での創業希望者を甲及び丙に紹介する。
- ③ 創業者同士の交流に関する会場を紹介する。
- ④ 乙が狛江市内で行事を開催する場合において、丙の出店者をはじめとした創業希

望者の活躍が期待できる場の提供を検討する。

(3) 丙

- ① 狛江市創業スクールを経た新規出店者に対し、FORT MARKET和泉多摩川の利用料の割引を行う。
  - ② 狛江市内の創業希望者への情報提供、商業意欲の喚起、発掘に資する行事に参画する。
  - ③ 甲の主催する狛江市創業スクール等に講師の派遣等を通じ協力する。
- 2 前項の内容に変更が生じる場合、甲、乙及び丙で協議の上、内容の追加、変更又は廃止を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、本覚書に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 前項に定める義務は、本覚書終了後も存続するものとする。

(有効期間)

第5条 本覚書の有効期間は、締結日から令和4(2022)年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(変更及び解除)

第6条 甲、乙又は丙のいずれかが、本覚書の内容変更又は本覚書の解除を申し出たときは、甲、乙及び丙で協議の上、本覚書の変更又は解除を行うものとする。

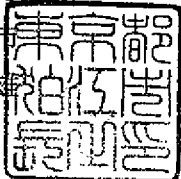
(疑義の決定)

第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。


本覚書の締結を証するため、本覚書3通を作成し、甲、乙、丙は、記名押印の上、各1通を保有する。

令和2（2020）年11月17日


甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛 江  
東京都狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都新宿区西新宿一丁目8番3号  
株式会社小田急SCディベロップメント  
代表取締役 下岡 祥彦

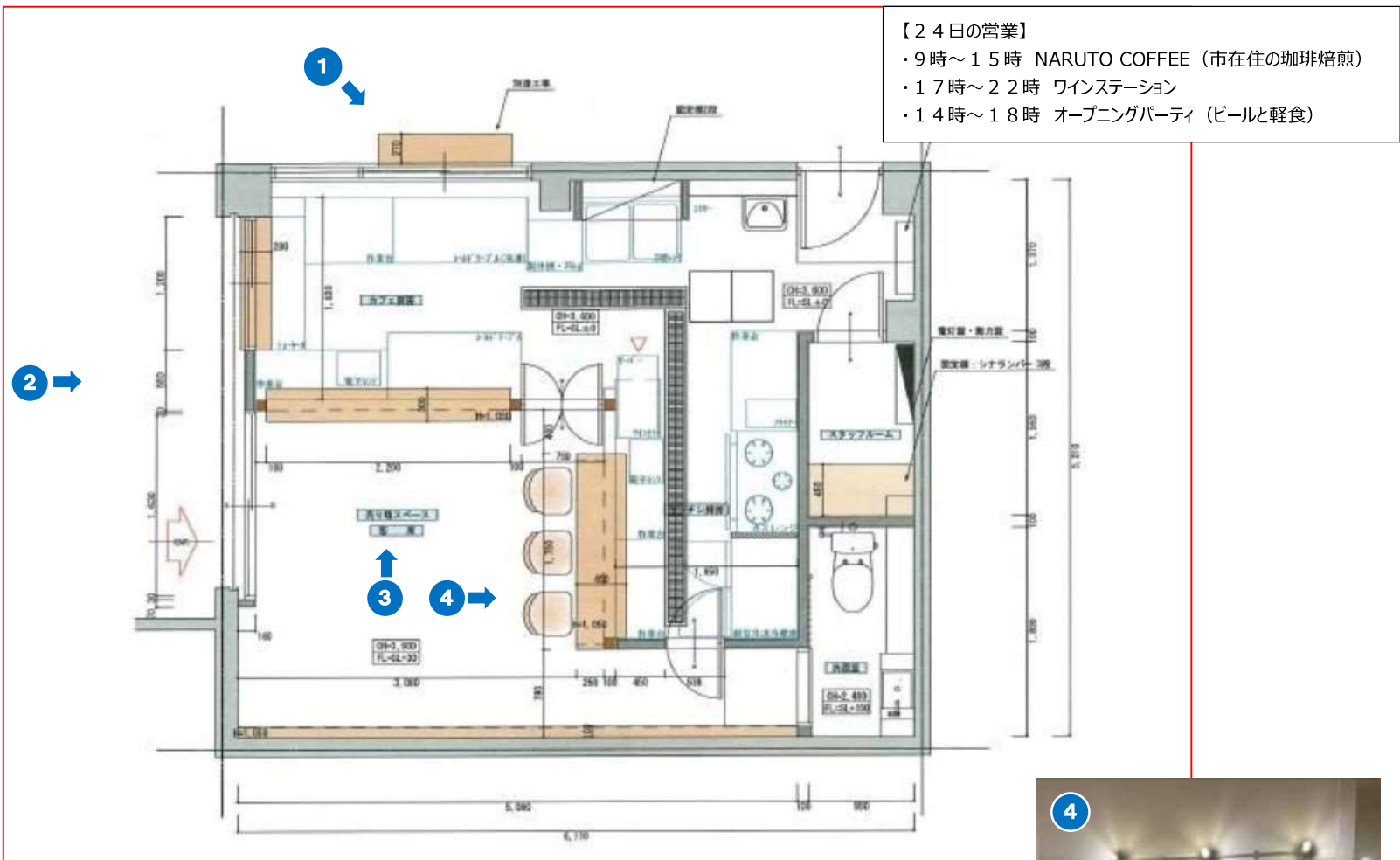


丙 東京都世田谷区桜丘四丁目19番39号  
株式会社なかむら商会  
代表取締役 中村 忠明





1



2 →

1

3

4

4



2



3

